

## マイナンバー条例の改正に伴う住基ネット利用事務の追加について

### (1) マイナンバー条例改正理由及び施行日

東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校（以下「都立大学等」という。）における授業料の減免に必要な経費の支弁にかかる事務（以下「同事務」という。）について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）及び情報提供ネットワークシステムを使用して、申請者の利便性向上及び減免要件の確認の迅速化・効率化を図ることを目的に、同事務を番号法における独自利用事務として追加するため、都のマイナンバー条例・規則の改正を行う。

施行日は、令和6年4月1日。

### (2) 新たに本人確認情報を利用する事務について

都立大学等における授業料の減免に必要な経費の支弁にかかる事務

・年間申請者数：約3,000件（見込）

### (3) 同事務の概要

#### ●対象となる事項

都立大学等に通う学生で、その生計維持者等の所得が一定基準未満で、かつ、住所要件を満たしている者に対して都立大学等が授業料を減免し、減免に必要な経費を都から都立大学等に支弁する。

上記事務について申請者から申請があった場合、都において住基ネットを使用して本人確認情報を照会の上、申請内容の真正性を確認するとともに、住所要件を判定、情報連携システムで照会した地方税関係情報等と合わせて都立大学等に提供し、都立大学等で減免審査・決定を行う。

#### ●現在の状況

都立大学等の現行の授業料減免申請においては、申請書や各要件の確認資料について紙ベースでの提出を求めており、審査にも時間を要している。

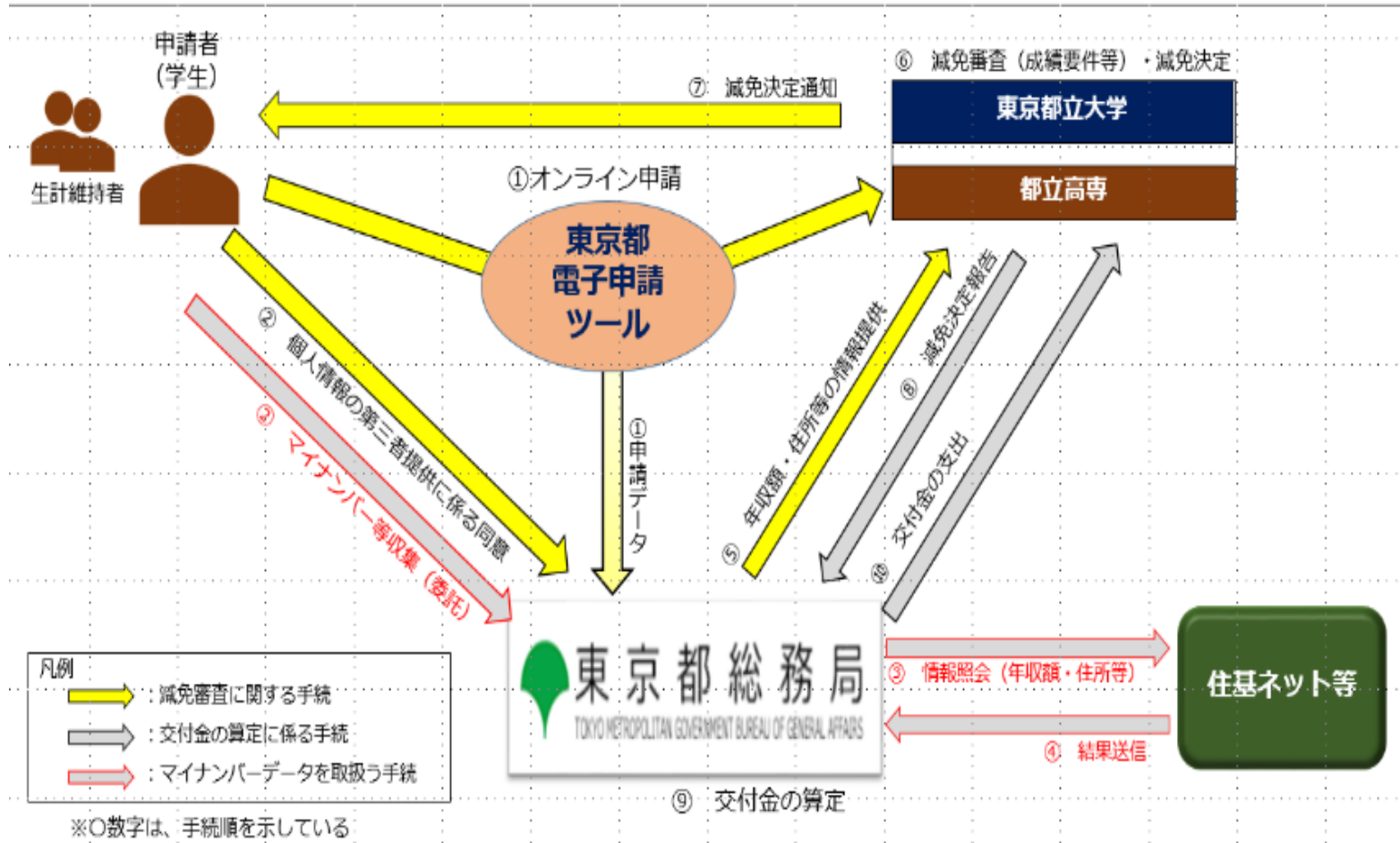
#### ●本人確認情報による審査導入の効果等

- ・審査事務（現状2～3か月）の効率化、迅速化
- ・申請者の利便性向上（住民票の写しや課税証明書等の提出が不要）

#### ※マイナンバー条例

正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）」

マイナンバー条例の改正に伴う住基ネット利用事務の追加（授業料減免費用支弁事務）について



審議事項①  
令和5年9月1日  
総務局行政部